

かりや夢ファンド補助金 令和2年度活動団体を募集します



かりや夢ファンド補助金とは、刈谷市民が刈谷のまちをよくしていくことを自主的に行う活動を応援することで、市民主体で解決する力を育てていくことを目的とした補助金制度です。今年度は、例年募集しているまちづくり活動支援事業補助金、NPO法人設立支援事業補助金に加え、コラボ70補助金が今年度限定で特別に登場します。

限定!

コラボ70補助金

刈谷市は、昭和25年（1950年）に市制が施行され、令和2年（2020年）に市制施行70周年を迎えます。これを記念して市民団体などが刈谷市制施行70周年を記念した公益的なまちづくり活動の経費を支援する「市制施行70周年記念まちづくり活動支援事業補助金（=コラボ70補助金）」を募集します。

補助率 2/3!
上限 100万円!

キャッチフレーズ

あなたとともに^{ななじゅうねん}70+h つながよう未来の刈谷へ

節目である70年を迎え、過去から現在まで多くの市民の方々に支えられて本市の発展があったことへの感謝と、輝かしい本市の未来をつくるのも時代を超えて続く市民の方々の思いがあつてこそという意味を込めて。

こちらもあります

NPO 法人設立支援事業補助金

NPO 法人設立（予定）団体に対し、まちづくりの新たな担い手として活躍できるよう、NPO 法人の運営基盤整備の経費を支援します。

補助率 2/3
上限 10万円

まちづくり活動支援事業補助金

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続して自主的に行う公益的なまちづくり活動に対し、活動経費を支援します。

補助率 1/2
上限 20万円

【募集期間】令和元年7月1日（月）～11月15日（金）

【募集説明会】令和元年8月8日（木） 刈谷市民ボランティア活動センター

【公開審査会】令和2年1月26日（日） 刈谷市総合文化センター

【問い合わせ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

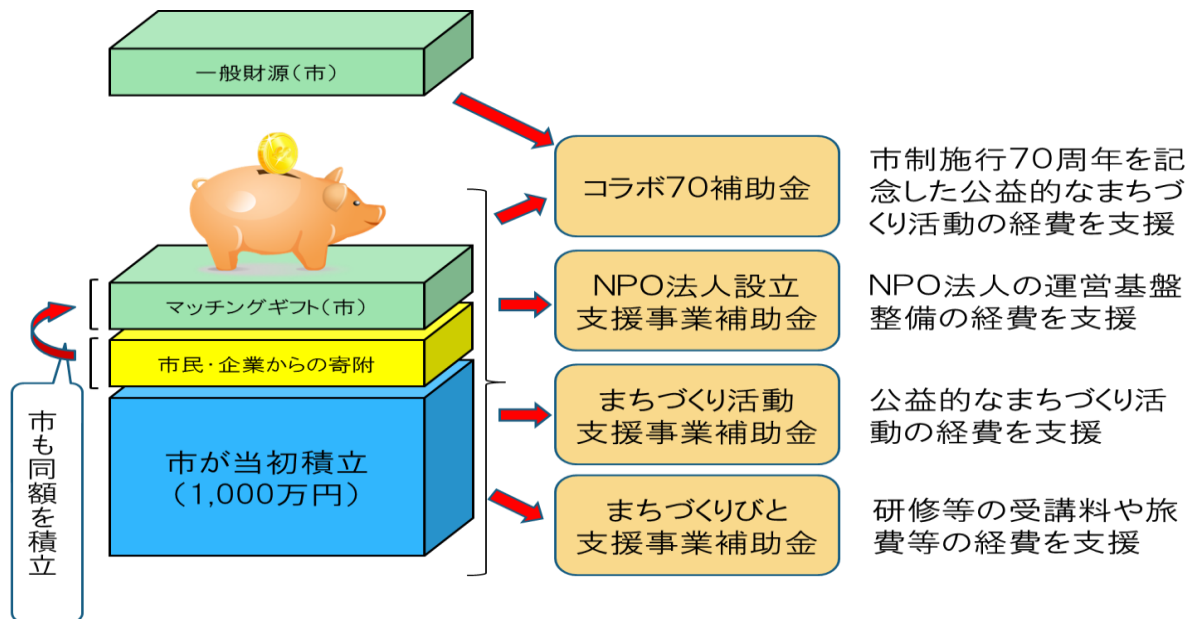
住 所：〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652 メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

1 かりや夢ファンドの仕組み

■ 「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する市民活動支援基金を元に、平成22年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めてかりや夢ファンドに寄附することにより、まちづくりに参加することができる仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



■ まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として県又は指定都市の条例で定める活動
- (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助

2 補助金の種類

(1) コラボ70補助金

内容	市民団体などが刈谷市制施行70周年を記念した事業として、市内で自主的に行う公益的なまちづくり活動の経費を支援します。
対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
補助対象	次の要件をすべて満たす事業が対象です。 ①刈谷市制施行70周年をPRする事業 ②市民団体が自ら主体的に実施する事業 ③まちづくりを推進するための公益的な事業 ④広く刈谷市民が参加できる事業 ⑤令和2年度に実施する事業
その他	過去にまちづくり活動支援事業補助金の交付を受けた事業も対象となります。

(2) NPO法人設立支援事業・まちづくり活動支援事業補助金

区分	NPO 法人設立支援事業補助金	まちづくり活動支援事業補助金
内容	刈谷市内でまちづくり活動を行うNPO法人の立上げを支援します。	刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。
対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 (申請1回目に関し、令和元年度に生じる対象経費を加算できる)	令和2年4月1日～令和3年3月31日
補助対象	次の要件をすべて満たす団体が対象です。 ①刈谷市内に事務所または活動拠点を持つ団体 ②主に刈谷市内で活動し、今後も引き続き刈谷市内で活動を行う予定がある団体 ③平成29年度から令和2年度までにNPO法人設立の認証を取得した団体 (所轄庁に設立認証申請書を提出中の団体を含む)	次の要件をすべて満たす事業が対象です。 ①市民団体が自ら主体的に実施する事業 ②他の市民団体と協働して行うことが見込まれる事業 ③広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ④刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ⑤独創性または先駆性がある事業 ⑥発展性または継続性が見込まれる事業
継続補助	1団体につき2回まで (2年連続で行う場合に限る)	同一事業2回まで(類似事業を含む)

■ 注意事項

- ア 各補助金を同一年度に重複して申請することはできません。
- イ コラボ70補助金、まちづくり活動支援事業は1団体につき1事業までの申請となります。
- ウ 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。

■ 対象外となる事業

- ア 政治、宗教または営利を目的とした事業
- イ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ウ 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業
- エ 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受ける事業
(市民団体の運営に係るものは除く)

3 対象となる経費及び補助率

(1) コラボ70補助金

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金）【上限なし】 ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金）※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格がおおむね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ①市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 ②市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等）
補助率	補助対象経費の2/3【市内公共施設の使用料は全額補助】
上限額	上限100万円（1,000円未満切捨て）

(2) NPO法人設立支援事業・まちづくり活動支援事業補助金

区分	NPO 法人設立支援事業補助金	まちづくり活動支援事業補助金
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①NPO 法人を設立するための手続きに必要な経費 ②事務所または活動拠点の賃借料（共益費及び消費税を含む） ③事務所または活動拠点の光熱水費及び通信運搬費 ④NPO 法人の継続的な運営に直接必要な備品購入費及び消耗品費 ⑤NPO 法人の周知のために必要な印刷製本費 	<ul style="list-style-type: none"> ①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金）【上限5万円】 ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格がおおむね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費）※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）
対象外経費	収益事業に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ①市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 ②市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等）
補助率	1回目は補助対象経費の2/3 2回目は補助対象経費の1/2	補助対象経費の1/2
上限額	1回目は上限10万円 2回目は上限5万円 (1,000円未満切捨て)	上限20万円（1,000円未満切捨て）

4 申請の方法

(1) 申請に必要な書類

区分	必要書類
コラボ70補助金	①コラボ70補助金認定申請書（☆） ②コラボ70補助金事業計画書（☆） ③コラボ70補助金収支予算書（☆） ④コラボ70補助金申請チェックシート（☆）
NPO法人設立 支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業補助金補助対象団体認定申請書（☆） ②NPO法人設立支援事業補助金申請理由説明書（☆） ③NPO法人設立支援事業補助金補助対象経費内訳書（☆） ④NPO法人設立支援事業補助金申請チェックシート（☆） ⑤設立認証申請書の写し（NPO法人設立後に申請するときは、登記事項証明書の写し） ⑥定款 ⑦設立趣旨書（申請1回目限り） ⑧役員名簿 ⑨市民活動団体等の事業計画書・収支予算書
まちづくり活動 支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業補助金補助対象事業認定申請書（☆） ②まちづくり活動支援事業補助金事業計画書（☆） ③まちづくり活動支援事業補助金収支予算書（☆） ④まちづくり活動支援事業補助金申請チェックシート（☆）

☆印の書類は、今回の募集専用の様式となります。様式は、刈谷市ホームページからダウンロードできます。（Word形式）

(2) 提出方法

直接市民協働課へご持参ください。担当職員がお話を伺った上で受理しますので、十分なゆとりを持ってご提出ください。

- ※ 事情により、直接提出が難しい場合はご相談ください。
- ※ 書類の記入方法などのご相談については、市民ボランティア活動センター、市民協働課で随時対応します。
- ※ ご提出いただいた書類は、情報公開の対象となります（個人情報を除く）。あらかじめご了解いただいた上でご応募ください。

(3) 提出場所

刈谷市役所 市民活動部 市民協働課（刈谷市役所 3階）

住所：〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

電話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652 メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

(4) 申請期間

令和元年7月1日（月）～11月15日（金）
午前8時30分～午後5時15分
（土、日、祝日は除く）

作成のヒント



皆さんの想いがしっかり伝わるように・・・

申請書作成・公開審査に向けてこんな点を大切にしましょう！

(1) 申請書は「ラフスター」

申請書を読む相手のハートに届くことが大事です。申請書には、「こんな点を記述してください」と審査する側が知りたいことが書かれています。相手の「こういう点を応援したい」という気持ちを受けとめ、ひとつひとつ、丁寧に答えるように申請書を書きましょう。

(2) 全体のストーリーが伝わるように

「●●事業をしたい」と自分は思っている、経過を知らない人からは、「どうしてその事業が必要なのか」が納得できないと、細かく事業の内容を述べても評価に結びつかないことがあります。「①地域がどんな状況になっているの？ ②それをどのような状態にしたいの？ ③そのために何をやるの？」。③から急いで書き始めず、①②③がひとつのストーリーとして説明できると、事業の必要性が伝わりやすくなります。

法人設立支援の場合も、①どんな目的を持ち、②どんな効果を収めたいのか、③そのために当面どんな事業をし、④どんな体制で進めるのか、といった組織の全体の方向性を整理して書いていきましょう。

(3) 事業内容の書き方

以下の点を留意しましょう。

- ①5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どうする、どのように）が書かれていますか。
- ②例えば複雑な事業の場合…冒頭で概略を説明し全体像を示した上で→以下詳細を記すといったような、相手が情報を受け取りやすい工夫をしていますか。
- ③その分野に詳しい人しかわからない専門用語を多用していませんか。
（使う場合には、解説も記しておきましょう）

(4) 公開審査は、コミュニケーションの場

- ①みんなの前で説明するプレゼンだからといって「立て板に水」である必要はありません。プレゼンは、「プレゼント」と語義が同じ。「よい判断をしてもらうために、相手の理解に役立つような情報をプレゼント（提供）している」という位の気持ちがよいでしょう。
- ②自己紹介→提案理由・ねらい→内容のポイント→実行体制→まとめ、といった全体構成と、箇条書程度は準備することをお勧めします。
- ③1分間で話せる文字数は250字程度とされています。原稿を書く場合の参考に。
- ④質問は「説明が不十分だった点を理解したい」という表れです。質問の意図を受けとめ、過不足なく、率直に答えるようにしましょう。

8月8日（木）午前10時から、刈谷市民ボランティア活動センターにて令和元年度募集説明会及び実績報告会を開催します！

補助を受けて事業を実施した団体の実績報告会及び申請方法等についての説明を行います。

8月1日（木）（必着）までに、①「夢ファンド説明会希望」、②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号、⑤所属団体を記載し、刈谷市役所市民協働課（〒448-8501 刈谷市役所）まで、FAX（0566-27-9652）、メール（kyodo@city.kariya.lg.jp）にてお申込みください。



5 審査の方法

審査は、各補助金共通の方法で行います。

(1) 審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員が務めます。

また、公開審査会に参加した高校生以上の人は、会場投票という形で審査に参加することができます。

なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

(2) 書類確認

提出された書類は、市民協働課で不備等確認した後、審査員に配付されます。

その後、審査員による意見交換会を開催し、提案内容について理解を深め、審査の視点を確認します。

書類審査で不採択を決定する場合がありますので、ご了承ください。

なお、意見交換の際に生じた質問事項については、意見をまとめ、公開審査会前に各団体へ通知させていただきます。公開審査会の際には、あらかじめその回答を踏まえた上でプレゼンテーションをお願いします。

(3) 公開審査会

令和2年1月26日（日） 刈谷市総合文化センター

公開審査会は、すべての提案団体に参加していただきます。

公開審査会に参加できない団体は、審査の対象外となります。

公開審査会では、皆さんからの提案を直接聴き、質問などを含めたコミュニケーションを行うことで、今後の刈谷のまちづくりに向けた知恵の交換や共感をはぐくみ、交流を深める場を目指しています。

また、希望する団体は事前にリハーサルを行うことができます。リハーサルは1月16日（木）、17日（金）に行うことができますので、リハーサル希望団体は、1月8日（水）までに市民協働課へご連絡ください。

①審査の流れ

公開審査会における各団体の説明・発表時間は、6分間です。その後、6分間の質疑応答を経て、採点を行います。書類、実際の対面による説明、質疑応答の内容を受け、得点を確認していきます。

審査を行う順番は、抽選により事務局で定め、事前に連絡します。

②プレゼンテーション（企画案説明）に参加する人数

各団体の提案発表者・質疑応答者は、5人以内とします。

③募集締切後配付したい資料がある場合

募集締切後に追加で配付したい資料がある場合は、必ず公開審査会の3日前までに市民協働課へご持参ください。

④パソコンを用いて発表する場合

事務局では、プロジェクターのみご用意させていただきますので、パソコンのご持参をお願いいたします。また、リハーサル日である1月16日（木）、17日（金）のいずれかの日で接続確認をさせていただきますので、パソコンを用いて発表する場合は必ずリハーサルにお越しください。（公開審査会当日は接続を確認する時間はありません。）

（４）結果発表

各事業とも、審査員の合計得点を平均（小数点以下第3位四捨五入）し、それに会場投票による審査点（小数点以下第3位四捨五入）を加算して、提案事業の最終審査点を決定し、会場にて発表します。その後、正式な文書で通知するとともに、刈谷市ホームページで公開します。

審査の協議によっては、対象経費の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。条件を満たすことができない事業については、採択を取り消す場合があります。

（５）採択の方法

各事業の採択は、基準点に達している事業のうち、得点の上位から予算枠に達するまで申請額の満額補助で採択していきます。

予算を超えた時点で採択は終了となり、予算枠に達した時点での事業は、一部補助という形で採択します。

（６）団体、提案内容の事前PRについて

6分間という説明時間は、想像している以上に短いものです。団体の概要や提案内容については、簡潔に、かつ、効果的に発表していく必要があります。

そこで、公開審査会前の5日間（1月21日（火）から1月25日（土）を予定しています。）刈谷市民ボランティア活動センターにある展示スペースにおいて、今回提案いただいた団体の活動概要や提案内容を紹介できる場所を設置します。また、公開審査会当日においても、会場の一角に団体の活動内容を紹介することができるスペースを設置します。

事前PRの参加は義務ではありませんが、皆さんの活動を市民の皆さんへ幅広く伝えることができるチャンスです。参加することで、会場投票数の増加や提案内容への理解の促進が期待されます。ぜひご参加ください。事前PRを希望される団体は、1月17日（金）までに展示物を市民協働課までご提出ください。詳細については、申請していただいた団体宛に後日ご案内させていただきます。

6 審査の基準・点数

(1) コラボ70補助金

次の5つの審査の視点・ポイントに基づき、審査を行います。(30点満点)

採択には、各審査員の平均点が15点以上(30点満点の1/2)である必要があります。

審査の視点	審査のポイント	配点
①70周年啓発性	刈谷市制施行70周年をPRするとともに、まちづくりについて市民の意識を向上させることができる。	10
②主体性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。	5
③公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。	5
④参加・共存性	年齢・性別・国籍・障がいの有無といった違いを認めあって、多くの市民が参加できる。	5
⑤実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	5

(2) NPO法人設立支援事業

次の6つの審査の視点・ポイントに基づき、審査を行います。(30点満点)

採択には、各審査員の平均点が15点以上(30点満点の1/2)である必要があります。

審査の視点	審査のポイント	配点
①課題解決力	団体の活動が刈谷のまちの課題、市民のニーズに的確に対応している。	5
②発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5
③公益性	団体の活動が、多くの市民や団体の利益に貢献する。	5
④実現性	刈谷のまちにおいて、充実したまちづくりを行う見通しがある。	5
⑤組織力	法人設立後の運営についての役割分担がしっかりしている。 組織力を高めていくための計画がある。	5
⑥補助による効果	補助金を交付することに対する効果が大きい。	5

(3) まちづくり活動支援事業補助金

次の5つの審査の視点・ポイントに基づき、審査を行います。(25点満点)

採択には、各審査員の平均点が12.5点以上(25点満点の1/2)であることが必要です。

審査の視点	審査のポイント	配点
①主体性・協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。	5
②公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。	5
③独創性・先駆性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。	5
④実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	5
⑤発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5

(4) 会場投票について

①点数の計算方法

会場投票は、以下の計算方法で算出します。

会場点 = A ÷ 投票総数 × 得票数

(小数点以下第3位四捨五入)

(A: コラボ70 = 6点

NPO 法人設立支援 = 6点

まちづくり活動支援 = 5点)



各事業の総得点は、各審査員による採点の平均点に会場点を加算した点数となります。

②投票の方法

- (1) 受付時に投票用紙を配付します。
- (2) 参加者は、各団体による提案内容やプレゼンテーションに基づき、優れていると思われる団体・事業を各補助金につき2つ選択します。このため、提案事業が2事業以下の場合は、会場投票は行いません。
- (3) 同一企画を2つ記入した場合、1つしか記入していない場合は、無効とします。

7 補助金の交付

補助金は、3月に正式に採用された後、原則として4月に「補助金交付申請書」、事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」をご提出いただき、指定口座に入金することとなります。ただし、事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差し引き額分の補助金を減額します。

8 実績報告

(1) 実績報告に必要な書類

区分	必要書類	提出期日
コラボ70補助金	①コラボ70補助金実績報告書(☆) ②コラボ70補助金収支決算書(☆) ③コラボ70補助金ふりかえりシート(☆) ④コラボ70補助金請求書(☆) ⑤領収書等の写し ⑥事業の実施状況が分かる写真(データもあわせて) ⑦その他団体の現状を把握するため参考となる資料	事業が終了してから30日以内又は令和3年3月末のいずれか早い日まで
NPO法人設立支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業実績報告書(☆) ②NPO法人設立支援事業補助金決算書(☆) ③NPO法人設立支援事業補助金ふりかえりシート(☆) ④NPO法人設立支援事業補助金請求書(☆) ⑤登記事項証明書の写し(認定申請書に添付した場合は省略可能です。) ⑥領収書等の写し ⑦事業の実施状況が分かる写真(データもあわせて) ⑧その他団体の現状を把握するため参考となる資料	令和3年3月末まで
まちづくり活動支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業実績報告書(☆) ②まちづくり活動支援事業補助金収支決算書(☆) ③まちづくり活動支援事業補助金ふりかえりシート(☆) ④まちづくり活動支援事業補助金請求書(☆) ⑤領収書等の写し ⑥事業の実施状況が分かる写真(データもあわせて) ⑦その他団体の現状を把握するため参考となる資料	事業が終了してから30日以内又は令和3年3月末のいずれか早い日まで

☆印の様式は各補助金とも、刈谷市ホームページからダウンロードできます。(Word形式)

(2) 実績報告会

補助金の交付を受けた団体は、翌年度に行われる実績報告会において、活動内容等について報告していただくことがあります。

実績報告会の日程や内容等、詳細については後日ご案内させていただきます。

9 失格事項

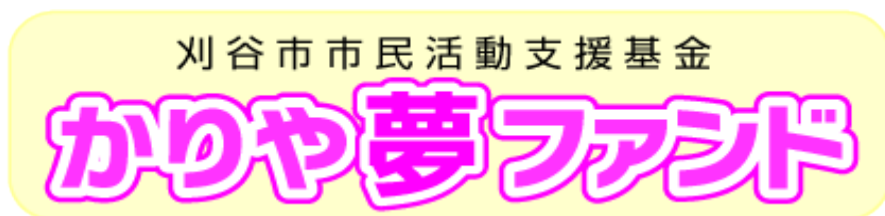
次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) その他不正な行為があったとき。

10 ロゴ等の使用

かりや夢ファンド補助金採択事業に関するチラシやポスター等には、原則下記のかりや夢ファンドのロゴと「この事業はかりや夢ファンド補助金の助成を受けて実施するものです」の文言を入れてください。なお、かりや夢ファンドのロゴは市ホームページからダウンロードできます。



11 本制度以外での支援

採択された事業については、市広報への原稿掲載や報道機関への情報提供等、補助金交付以外の支援についても、可能な範囲で対応させていただきます。

また、団体の皆さんの活動をよりPRできるよう、かりや夢ファンド補助金採択事業について取材させていただき、内容をまとめたレポートを関係各所にて掲載させていただきます。

12 その他

かりや夢ファンド補助金採択事業の実施状況を写真に撮らせていただき、各種報告、市民日より等で使用させていただきますので、ご協力よろしくお願いします。

13 寄附者

かりや夢ファンドの趣旨に賛同し、想いを基金に託していただいた皆さんを紹介します。
(平成30年4月～31年3月末現在。匿名の方は省略、順不同。)

岩淵道久 様
株式会社デンソー 様
株式会社豊田自動織機 様
アイシン精機株式会社 様
トヨタ紡織株式会社 様
トヨタ車体株式会社 様
愛知製鋼株式会社 様
株式会社ジェイテクト 様

豊田通商株式会社 様
愛知ネットバレンタイン部 様
特定非営利活動法人刈谷おもちゃ病院 様
ハンドメイドサークル・おむすび 様
あったかハートまつり来場者 様
市民ボランティア活動センター来場者 様
デンソーハートフルまつり愛知ネットブ
ス来場者 様

ご寄附いただき、本当にありがとうございます。
皆さんからのご寄附は、かりや夢ファンド補助金として活用させていただきます。